

～ 元気力アップ・サポーター制度 Q&A ～

(令和3年10月現在)

【制度の概要について】

Q1: 制度の概要をかいつまんで教えてください。

A : 本制度は、受入協力機関として登録いただいた施設・事業所等で、65歳以上の高齢者が入所者の話し相手やお茶出しなどの活動を行った場合に、活動時間に応じて、施設・事業所等の担当者からスタンプを押印してもらい、1年間の活動の後、サポーターの申請により交付金をサポーターに還元する制度です。

【受入協力機関の申請について】

Q1: 受入協力機関の指定申請受付は、随時ですか？それとも年度に1回だけですか？

A : 随時で行っています。なお、指定後において受け入れ人数や受け入れ内容に変更があれば、市・地域包括ケア推進課へ連絡ください。最新の情報に更新し、サポーターに周知します。

※ 受入協力機関一覧は下記の市ホームページで掲載しています。

<http://www.city.niigata.lg.jp/iryo/kaigo/kaigoyobo/genkiryoku.html>

Q2: 現在ボランティアを受け入れているが、施設・事業所等が受入協力機関の指定を受けていないとサポーターのポイントにはならないのでしょうか？

A : 市・地域包括ケア推進課から受入協力機関として指定を受けていない施設・事業所等での活動は、本制度の対象となりません。

Q3: 指定申請書の提出はメールでも構いませんか？

(平成30年11月変更)

A : 電子メールに申請書データを添付し申請してください。

電子メールでの申請が困難な場合は、FAX・郵送等でも受け付けています。

下記の市ホームページから様式及び申請方法をご確認ください。

<http://www.city.niigata.lg.jp/iryo/kaigo/jigyousyatop/ukeirebosyu.html>

～ 元気力アップ・サポーター制度 Q&A ～

(令和3年10月現在)

Q4: ボランティアを受け入れている場合は、必ず受入協力機関の指定申請をしなければならないのでしょうか？ 将来、ボランティアをお願いしようとする場合も申請できるのでしょうか？

A : 本制度の受入協力機関の指定申請は義務ではなく、あくまで施設・事業所様の判断で構いません。また、将来サポーターの受け入れを予定されている場合も申請は可能ですが、当面、具体的な予定がない場合は、目途が立ったら市・地域包括ケア推進課へ申請などのご連絡をお願いします。

【サポーターの受け入れについて】

Q1: サポーターを受け入れるにあたって何か注意することはありますか？(サポーターへの認識)

A : サポーターは、身分上も責任上も施設・事業所等の職員と異なりますので、決して直接的な介護サービス(身体介助)を任せることはせず、職員の補助的な作業を行っていただきます。施設職員の代替ではありません。

専ら事務所内の事務のみや清掃業務のみなどで、施設・事業所等の利用者への支援という要素がなく、サポーターもそのような活動を望んでいない場合は、その活動を強いることはできません。場合によっては、受入協力機関の指定を取り消す場合があります。

例1) サポーターに施設の草取りをしてほしい。

例2) 清掃業者が休みなのでサポーターに清掃業務をしてほしい。

⇒ サポーターだけに草取りや清掃をさせることは、本人が望まなければ強制はできません。

Q2: サポーターを受け入れるにあたって何か注意することはありますか？(受入担当者以外の職員への制度周知)

A : 本制度において受入協力機関の申請をしていただく際に、“サポーター受入担当者”を定めて記載していただいています。当該担当者は、サポーターや管理機関(社会福祉協議会)との調整・連絡の窓口役となっていただくこととなります。

当該担当者が不在の時に、調整・連絡がうまくいっていないケースが見受けられましたので、担当者以外の方にも制度の周知と理解をお願いします。

例) サポーターが活動のため施設・事業所等を訪れたが、受入担当者が不在であり、ほかの事務員が認識しておらず、「誰ですか？聞いていませんよ。」という対応された。

～ 元気力アップ・サポーター制度 Q&A ～

(令和3年10月現在)

Q3: 当施設ではボランティアの活動予定表を月毎に作成していますが、この制度を利用するサポーターについては活動日時等を予め管理機関(社会福祉協議会)に申請しないとイケないのでしょうか？

A : サポーターが活動日時等を予め管理機関(社会福祉協議会)に届ける必要はありません。

Q4: サポーター制度の説明会は、いつ、どこで行うのでしょうか？また、サポーターの対象は65歳以上の方であることから、会場によっては移動困難な方もいらっしゃると思うのですが、市もしくは管理機関(社会福祉協議会)で対応していただけるのでしょうか？また、具体的にどの程度の内容で、説明会の時間はどのくらいでしょうか？

A : 説明会は各区で毎月1回実施しますが、状況によっては施設で実施する場合があります。また、5名以上お集まりの場合は出張説明会も可能ですので、管理機関(社会福祉協議会)へご相談ください。なお、説明会の会場へ参集する手段についてはご用意できませんので、各自でお集まりくださいますようお願いいたします。

説明する内容は、制度概要を40分程度、サポーターの心得を20分程度で、質問時間を入れると概ね1時間～1時間半です。

※ 説明会日程は、市報及び下記の市ホームページで掲載しています。

<http://www.city.niigata.lg.jp/iryo/kaigo/kaigoyobo/tourokusetumeikai.html>

Q5: サポーターはどのタイミングで受入協力機関を選ぶのでしょうか？

A : 説明会に参加後、サポーター登録をしていただく時に、活動先が決まっていない方は、管理機関(社会福祉協議会)から受入協力機関一覧表を提供いたしますので、その中からお選びください。その後、受入協力機関との調整を経てサポート活動を行っていただきます。

既にボランティア活動を行っている方は、説明会に参加していただければ、従来通りの施設・事業所等でサポート活動を行っていただければ結構です。(ただし、受入協力機関の指定を受けていない場合は、その施設・事業所等での活動は本制度の対象となりません。)

～ 元気力アップ・サポーター制度 Q&A ～

(令和3年10月現在)

Q6: 当施設の利用者の個人情報保護のため、ボランティアとして活動していただく方全員に誓約書を頂戴しておりますが、本制度を実施するにあたり、市もしくは管理機関(社会福祉協議会)にて、活動に関する受入協力機関の個人情報保護に関する誓約書は取り交わすのでしょうか？

A : サポーターが「元気力アップ・サポーター登録申請書」を提出する際に、個人情報保護に関する誓約書に署名をいただきます。

Q7: 管理機関にサポーター派遣のお願いなどはできるのでしょうか？(〇〇日の〇〇時に〇〇の活動ができる方を派遣して欲しいというような依頼)

A : サポーターを派遣するための制度でないことから、上記のようなご要望には原則お応えできません。本制度は、人材を派遣する制度ではなく、サポーターの介護予防を図るもので、サポーターの方々からサポート活動をする施設・事業所等を選んでいただくものです。ただし、スポットでの行事などがありましたら、受入協力機関指定申請書の「具体的な募集内容」欄にご記入いただければ、サポーターへの情報として掲載することは可能です。

Q8: 受入協力機関の指定を受けると、必ずサポーターを受け入れなければならないのでしょうか？

A : サポーターの採用の可否は、貴施設・事業所等の権限・裁量で決定していただいております。なお、貴施設・事業所等において受け入れ希望がない時期に、無理に受け入れをお願いすることはありません。

【サポーター登録、サポート活動について】

Q1: 要支援・要介護認定を受けた方が本制度に登録し、サポーターとして活動することはできるのでしょうか？

A : 要支援・要介護認定を受けている方及び総合事業の事業対象者であっても、本制度に登録することができます。サポート活動は、入所者・利用者との話し相手のように着席したまま行える活動もあります。また、体を動かす活動はご自身の介護予防にもつながります。管理機関(社会福祉協議会)や活動先の受入協力機関と相談しながら、ご自身の健康や生活を考えて、無理のない範囲で行える活動を選びましょう。

～ 元気力アップ・サポーター制度 Q&A ～

(令和3年10月現在)

Q2: 要支援・要介護認定を受けた方が、デイサービスの利用者として事業所に来ている時間帯に、同事業所で芸能披露のサポート活動を行った場合、活動手帳にスタンプを押してもよいでしょうか？

A : デイサービスの利用者として事業所に来ており、ご自身が介護サービスを受けている時間中なので、本制度のサポート活動として活動手帳にスタンプを押印することはできません。ご自身のサービス利用時間中でなく、本制度のサポート活動を目的として事業所に来ている場合は、通常どおりスタンプを押印してください。

Q3: 公民館や図書館でサポーターを受け入れるにあたって、利用者への支援ではない活動（ポスター貼りや書架整理など）をお願いすることはできますか。

A : 利用者への支援ではなく、施設運営に係る補助的な活動についても対象となります。

Q4: 病院でサポーターを受け入れるにあたって、受付補助をお願いすることはできますか。

A : 院内案内や自動支払機の案内などの病院スタッフの補助的な作業についても対象となります。

Q5: 花の手入れや草とりは、サポーター活動の対象となりますか。

A : 対象施設・事業所等の利用者が使用する場所(建物の外を含む)の花の手入れや草とりは対象になります。ただし、施設・事業所等の敷地外での花の手入れや草とりは対象なりません。

Q6: 公民館を活動場所として、長年、子どもたちを集めて読み聞かせのボランティア活動を行っています。サポーター活動の対象となりますか。

A : 当該公民館が受入協力機関として指定を受けており、かつ、当該公民館が主催、共催する事業や講座であれば、サポーター活動の対象となります。

～ 元気力アップ・サポーター制度 Q&A ～

(令和3年10月現在)

Q7: 謝礼や報酬が支払われている有償のボランティア活動に対して、活動手帳にスタンプを押してもよいでしょうか。

A : 謝礼や報酬を受け取り、さらにスタンプを押してもらうことはできません。

本制度は、高齢者が社会参加や地域貢献活動を通じて自身の介護予防を図るために、介護施設等でサポート活動を行った場合に、スタンプを押してもらい、サポーターの申請によりポイントへの転換後、交付金をサポーターに還元する制度です。

有償ボランティアなどいわゆる就労に類する活動は対象外となりますので、スタンプを押してもらうか、謝礼や報酬を受け取るかは、施設・事業所等とご本人で相談してください。ただし、施設・事業所等が、交通費や食費、材料費等、活動に必要な経費を支給する場合は、費用弁償相当の支払いとみなし認めることができます。

【活動記録簿について】

Q1: 記載見本の「にいがたし元気力アップ・サポーター制度」活動記録簿の取り扱いは、誰がどのようにするのでしょうか？また、活動記録簿を作成する目的は何ですか？

A : 活動記録簿は、受入協力機関で管理していただきますようお願いします。

サポーター名が含まれますので、個人情報の管理にご注意ください。

活動記録簿は、1日のサポート活動後に受入協力機関よりスタンプを押印していただく際、活動状況を確認することや、サポーターが活動手帳を紛失した場合に、再発行した手帳に再度スタンプを押印するために使用します。また、本事業が介護保険法の地域支援事業に位置付けられている事業であることから、活動時間や活動内容を把握するためにも使用します。

※ 活動記録簿は下記の市ホームページで掲載しています。

<http://www.city.niigata.lg.jp/iryo/kaigo/jigyousyatop/ukeirebosyu.html>

※ 活動記録簿の様式には、電子データ(エクセル形式)と紙があります。可能な限りエクセル形式で作成ください。(エクセル形式での管理が困難な場合は、紙で作成していただいで構いません。)

～ 元気力アップ・サポーター制度 Q&A ～

(令和3年10月現在)

Q2:新潟市元気力アップ・サポーター制度実施要綱第6条の4項に、「受入協力機関は、氏名・活動日時及び活動内容を記載する台帳を整備し、必要に応じ、市に提出するものとする」と記載がありますが、この様式とは、どのようなものなのでしょうか？また、当施設で使用している活動簿があるのですが、それとは別にこの制度用として活動記録簿が新たに必要となるということでしょうか？

A :様式としては、「にいがたし元気力アップ・サポーター制度」活動記録簿を想定していますが、活動日時、活動内容、押印スタンプ数が確認できるものであれば、貴施設・事業所等で既に使用している活動簿でも構いません。

Q3:加えて、「必要に応じて市に提出する」とはどのような時なのでしょうか？活動記録簿は定期的に提出するものなのでしょうか？ (令和2年5月変更)

A :定期的な提出は必要ありませんが、本事業が介護保険法の地域支援事業に位置付けられている事業であることから、活動時間や活動内容を把握するために提出をお願いすることがあります。

【サポーター活動に関する保険について】

Q1: 現在、活動しているボランティアの多くは「ボランティア活動保険」へ加入していると思われます。サポーターの活動手帳を見ると、サポーターは自動的に保険に加入となっていますが、2種類の保険に加入するということでしょうか？

A :サポーターの方が個人で「ボランティア活動保険」に加入していれば、2種類に加入することとなります。

Q2:また、その保険料の負担はありますか？

A :本制度に関する保険は、新潟市市民活動保険を適用します。これは市民活動をする方が安心して活動を行えるように、新潟市が保険料を負担し、保険会社と契約をしているもので、サポーター個人や施設・事業所等の保険料負担はありません。

～ 元気力アップ・サポーター制度 Q&A ～

(令和3年10月現在)

Q3: サポーターが活動中にケガをした場合は、保険は適用されますか？

A : 新潟市市民活動保険で対応します。ケガなどの事故が発生した場合は、速やかに市・地域包括ケア推進課へご連絡ください。

Q4: サポーターが施設・事業所等や利用者の物を破損させてしまった場合は、保険は適用されますか？

A : 新潟市市民活動保険で対応します。速やかに市・地域包括ケア推進課へご連絡ください。

Q5: サポーターが施設・事業所等の利用者にケガをさせてしまった場合、保険は適用されますか？

A : サポーターが利用者にケガをさせてしまった場合、すなわち活動している施設・事業所内で利用者に対して賠償が生じるような場合は、利用者から利益を得る施設・事業所等が賠償責任を負うことになります。

そのため、基本的には施設・事業所等で加入している保険を適用していただくこととなりますが、利用者がサポーターに対して賠償責任を要求した場合は、新潟市市民活動保険が適用されます。発生した事故の状況によって、保険会社間の話し合いとなりますので、事故が発生しましたら、速やかに市・地域包括ケア推進課へご連絡ください。

Q6: 活動中の事故について、受入協力機関はどのように対応したらよいでしょうか？

A : サポーターご本人から連絡をもらうことにしていますが、可能でしたら受入協力機関からも市・地域包括ケア推進課へご連絡いただくと助かります。また、管理機関(社会福祉協議会)へご連絡いただいても構いません。

新潟市市民活動保険の手続きを行うために、最終的にはサポーターご本人と市・地域包括ケア推進課で連絡を取り合いますが、事故時の状況確認等で必要に応じて市から受入協力機関にご連絡する場合があります。